75－08

部内資料

先進国実態調査シリーズ 1

イギリスの海外援助について

（援助の沿革と機能）

JICA
931
36
PL
LIBRARY

国際協力事業団
企画調査調整部
企画課

国際協力事業団	
受入月日 '84. 5. 23	931
	36
登録No. 07077	PL

はじめに

本報告書は昭和４８年１０月より１２月にかけ、職員研修の一環としてイギリス国内の技術協力実施体制の調査とその業務内容を学ぶべくイギリス海外開発省（派遣当時は海外開発庁）に派遣された事業団職員の研修報告を基に作成したもので、経済技術協力業務関係者の執務上何らかの参考となれば幸甚です。

昭和５０年５月

企画調査調整部長

JICA LIBRARY
1037235[7]

国際協力事業団
受入月日 50. 6. 20
登録No. 3168
PA6
LA
K

目　　次

第一章　調査内容……1

Ⅰ　調査目的……1

Ⅱ　調査員及び調査日程……1

第二章　海外援助の歴史……4

Ⅰ　概　　論……4

Ⅱ　援助沿革……5

1.　援助実績……5

2.　二国間援助……7

3.　多国間援助……7

Ⅲ　援助機構（技術協力中心）……9

1.　機構図（海外開発省中心）……9

2.　機構変遷……11

3.　海外開発省概説……12

4.　関連機関概説……14

第三章　援助政策について……18

Ⅰ　援助政策作成過程……18

Ⅱ　国別政策とカントリー・ポリシー・ペーパー……20

Ⅲ　中期計画及び援助予算……24

Ⅳ　政策と実施……25

第四章　海外開発省及び主要関連機関の組織と機能……32
I　海外開発省の組織と機能……32
1. 地　域　局……32
2. 機　能　局……33
3. 経済企画スタッフ局……34
4. 国　際　局……34
5. 技術顧問グループ……35
6. 開発事務所……36
7. 直轄研究所……39
1) 地質研究所……39
2) 熱帯産品研究所……40
II　主要関連機関……43
1. 関連各省……43
1) 外務・英連邦省……43
2) 大　蔵　省……44
3) 通　産　省……44
2. 海外高等教育大学協議会……44
3. 建設資材研究所……45
4. 開発研究所……46
5. 英連邦開発公社……48

第五章　専門家派遣と機材調達……49
I　専門家派遣……49
1. 派遣方法……49
2. 派遣手続……50

1) 人　　選 …… 52
2) 諸 手 当 …… 54
3) 派遣前研修 …… 56
3. 専門家支援体制 …… 57
II 機 材 調 達 …… 58
1. 機材調達沿革 …… 58
2. 機材調達手続 …… 59

第一章　調　査　内　容

I　調査目的

英国海外開発省（Ministry of Overseas Development,注・1973年当時は海外開発庁）及びその関連機関の調査に際し与えられたテーマはイギリスの海外援助実施体制・機能を専門家派遣とプロジェクト・ベース協力等の技術協力の実態を調査するとゝもに、各機関の日常業務を学び、帰国後業務に活かす事であった。そのため本目的に沿って数多くの機関を調査・訪問し、イギリスの援助機能を実際の業務面から把握する事に努めた。語学研修期間を除くと実際は約４０日の滞在ではあったが、延べにして１００人の関係者から説明を受けており、ある部分については十分な説明を受けられなかったが、大体においてその内容をつかみ得たと思えるので、イギリスの海外援助の仕組み・機能のうち技術協力の実態を、専門家派遣とプロジェクト・ベース協力を中心に報告したい。

II　調査員および調査日程

1.　調査員　阿部英樹（企画課）

1)　期間　昭和48年10月3日より12月23日まで

2)　調査日程

	調　査　先	場　所
11月　5日	国際・ヨーロッパ課　（ODM）	ロンドン
	援助政策課　〃	〃
6日	援助政策課　〃	〃
	英連邦開発公社　〃	〃

11月 7日	組織課 (ODM)	ロンドン
	主計課 〃	〃
8日	南部アフリカ,アフリカ(一般)課 〃	〃
	極東課 〃	〃
9日	広報課 〃	〃
	中東・地中海・カリブ海課 〃	〃
12日	専門家確保課 〃	〃
	農業アドバイザー・グループ 〃	〃
13日	経済企画スタッフ局 〃	〃
14日	日本大使館主催昼食会	
	人事課 (ODM)	〃
15日	熱帯産品研究所 〃	〃
19日	CEDO	〃
20日	専門家派遣課 (ODM)	〃
21日	クラウン・エージェンツ	〃
22日	〃	〃
23日	〃	〃
26日	建設資材研究所,環境省	ワトフォード
	Inter-University Council for Higher Education Overseas	ロンドン
27日	地質研究所 (ODM)	サリー
28日	国際開発研究所(サセックス大学)	ブライトン
29日	多国間援助課 (ODM)	ロンドン
12月 3日	イギリス・ボランティア・プログラム	〃
4日	Tropical Veterinary Medicine	ファーナム

12月 4日	TETOC	ロンドン
5日	ブリティシュ・カウンシル	マンチェスター
	行政研究科（マンチェスター大学）	〃
6日	ブリティシュ・カウンシル	〃
7日	Tropical Veterinary Medicine （エジンバラ大学）	エジンバラ
10日	組織課 （ODM）	ロンドン
	援助政策課 〃	〃
11日	援助政策課 〃	〃
16日	中東開発事務所 〃	ベイルート
17日	中東開発事務所 〃	〃
	在レバノン英国大使館	〃
18日	ブリティシュ・カウンシル	〃
	中東開発事務所 （ODM）	〃
19日	中東開発事務所 〃	〃
21日	南東アジア開発事務所 〃	バンコック
22日	在タイ英国大使館	〃
23日	帰国	

第二章　海外援助の歴史

I　概　論

イギリスの海外援助実施体制は旧イギリス植民地に対する援助を中心に発展・確立してきた故、その歴史的由来や運営方法を考えずに体制そのものを解説すると、その機能の特殊性を見落す結果を生じるだろう。

つまり、プロジェクトの発掘、専門家派遣等においては、開発途上国政府のアドバイザーとして既に確立した地位と機能を保持する専門家が、英国内の関連機関の担当者と直接連絡し合い、それらが現実的なプロジェクトとし実現するケースが多々あるにもかかわらず、公式的には相手国政府 ― 在外公館（開発事務所）― ＯＤＭ―関連機関のルートで全ての専門家派遣、研修員受入、プロジェクト・ベース協力が説明されているが、英連邦諸国の大学への協力にみられるように、教授派遣、留学生受入、機材供与等については、形式的にはＯＤＭが年間の実施計画に基づき、各援助実施機関に指示する体制をもっているが、現実には、Inter-University Council for Higher Education Overseas(IUC) や Council for Technical Education & Training for Overseas (TETOC) 等の機関が個々に英連邦内の各大学と密接な関係を保ち、公式ルートにのせるまでに当事者間で十分な協議、検討がなされる仕組みになっていて、その機能面での特色を示している。

この他にも Crown Agents for Overseas Governments & Administrations（通称クラウン・エージェンツ）の存在があり、非営利機関として直接各国政府の要請をうけて云わゆる Topping-up と云われる専門家（人件費等の所要経費を現地政府が負担する。）を英国内を中心に年間５００人位リクルートしているが、その直接の依頼主である各国政

府の主要機関には多くのイギリス人専門家と旧植民地時代より継続してその地位を保っている現地雇傭のイギリス人スタッフがいて、各国政府をしてクラウン・エージェンツを通して専門家のリクルートをするようアドバイスしており、かつ、歴史的な経過、実績が、クラウン・エージェンツの業務に信頼性を与えており（1833年創設）、このような機関が援助実施体制の中で果たしている役割りは機構上からは明白ではないが、実施体制の中で大きな役割りを果たしている事は事実である。

したがって、イギリスの海外援助体制は、慣習法に基づく憲法の精神とそれを運営する際に発揮される柔軟性（flexibility）やＯＤＭと関連機関との間でなされる業務委託（特に他省に所属する援助関連機関にＯＤＭが予算を交付する制度）にみられる合理性（援助の統一を自然と考えている合理的な考え方）が正にイギリス型であって、これらを考慮しない場合にはイギリスの海外援助実施体制は余りにも組織的すぎ、当然そこに批判も生じるであろう。

本報告は、こうした前提を考慮のうえ、特にイギリスのもつ業務実施上の flexibilityを個々の機関の活動を通して報告することにする。

Ⅱ　援助沿革

1　援助実績

イギリスの海外援助実施額は１９４０年に植民地開発福祉法が制定されて以来、急速に増え続け、戦後十五年間の政府ベース援助は総額３３億ポンドに達し、１９７１年には実質で年間２億ポンドを越えるに至った。

民間ベースの経済協力については、政府がその政策を直接、実行に移す立場にはないものの、イギリスの援助の中で民間投資は大きな役

割りを演じている。例えば、過去１０年間、開発途上国に対する民間の純投資額は年平均１億ポンドを越えているが、これはイギリス政府が「海外投資輸出保証法」等の投資保証計画を導入し、民間投資を奨励した結果で、政府は開発途上国における民間企業の投資前調査に対し資金援助をしているが、その一つとして、調査が不成功な場合には最高25,000ポンドの範囲でその調査費の補てんをしており、1971年には開発途上国に対する民間投資と政府保証の輸出信用は約４億ポンドに達し、１９６８年の第２次国連貿易開発会議や１９７０年の国連総会の「第二次国連開発の１０年のための開発戦略」として採択された国民総生産の１％を開発援助に振り向けるという目標に対し、政府ベース援助とあわせ１９７１年にはＧＮＰの１.１５％相当額が援助支出されている。

１９７１年をとってみると、イギリスの政府ベース援助の７８％は英連邦に属する開発途上国、１１％は英連邦以外の開発途上国に、残り１１％が国際機関等へ向けられたが、その形態は借款が５１％、贈与３８％となっており、借款分に英連邦開発公社（CDC）への貸出しも含まれている点を考慮すると、イギリスの援助が英連邦諸国に集中している事は否定出来ない。

例えば、イギリスの援助のうち約３分の１がアジア地域の英連邦諸国に向けられ、その他地域でもアフリカ、西アフリカ諸国のそれに各各全体の５分の１、１０分の１の援助が向けられている。

しかし、英連邦諸国以外の開発途上国に対しても援助は増えており、１９５８年には５百万ポンドであったのが、１９７１年には約２億ポンドと急激に伸びている。

また、政府ベース援助のうち贈与と借款の比率は贈与が頭打ちにな

るとゝもに借款ベースの援助が増えているのが現状であるが、これは植民地諸国の独立と密接で、政府は独立を達成した英連邦諸国の財政制度が確立するにしたがい、それらの国々への援助を贈与から借款ベース援助へ切り換えている。

2. 二国間援助

イギリスの二国間援助は技術協力を含む贈与と借款より成り立っているが、１９６５年以来一人当たり国民所得百ドル未満の国は無条件で無利子借款制度の適用をうけ、１９６３年の最長返済期間（25～30年）の借款条件緩和とゝもに、ＤＡＣ加盟国中、条件的には平均をうわまわる援助を実施している。二国間ベース援助のうち資金協力については、開発援助プロジェクトとゝもに、国家予算や国際収支に対する援助が多いが、１９５８年には５百万ポンドであったのが１９７１年には約２億ポンドに達している。二国間援助の対象国を見るとインドが最高で、１９７１年には総額６千万ポンドの援助を受け、その他ではケニヤ、ナイジェリア、パキスタン、シンガポール、マラウィ、マルタ等英連邦諸国に対しての援助が圧倒的である。

3. 多国間援助

援助に対するイギリスのもう一つの方法は国連開発計画等の国際機関を通じる多国間援助方式で、二国間ベース援助がともするといわゆる「ひもつき援助」になりがちな為、イギリス政府も多国間方式の援助を伸ばす方針を立てており、援助実績でも１９６７年の１千９百万ポンドから１９７１年には約３千万ポンドが国際機関への拠出となっている。多国間方式援助のうち、資金協力に関する限り、世銀グルー

ブへのそれが多く、中でも国際開発協会への拠出が1千4百万ポンドと全体の半分を占め、ＵＮＤＰへも6百万ポンドが拠出されている。その他イギリスの多国間方式援助の中で特色があるのは世銀により実施される調査やコンサルティング活動に参加し、援助の効果的配分と活用を目的とする調整と開発途上国の援助ニーズの調査が挙げられる。

Ⅱ 援 助 機 構

1 機 構 図（海外開発省中心）

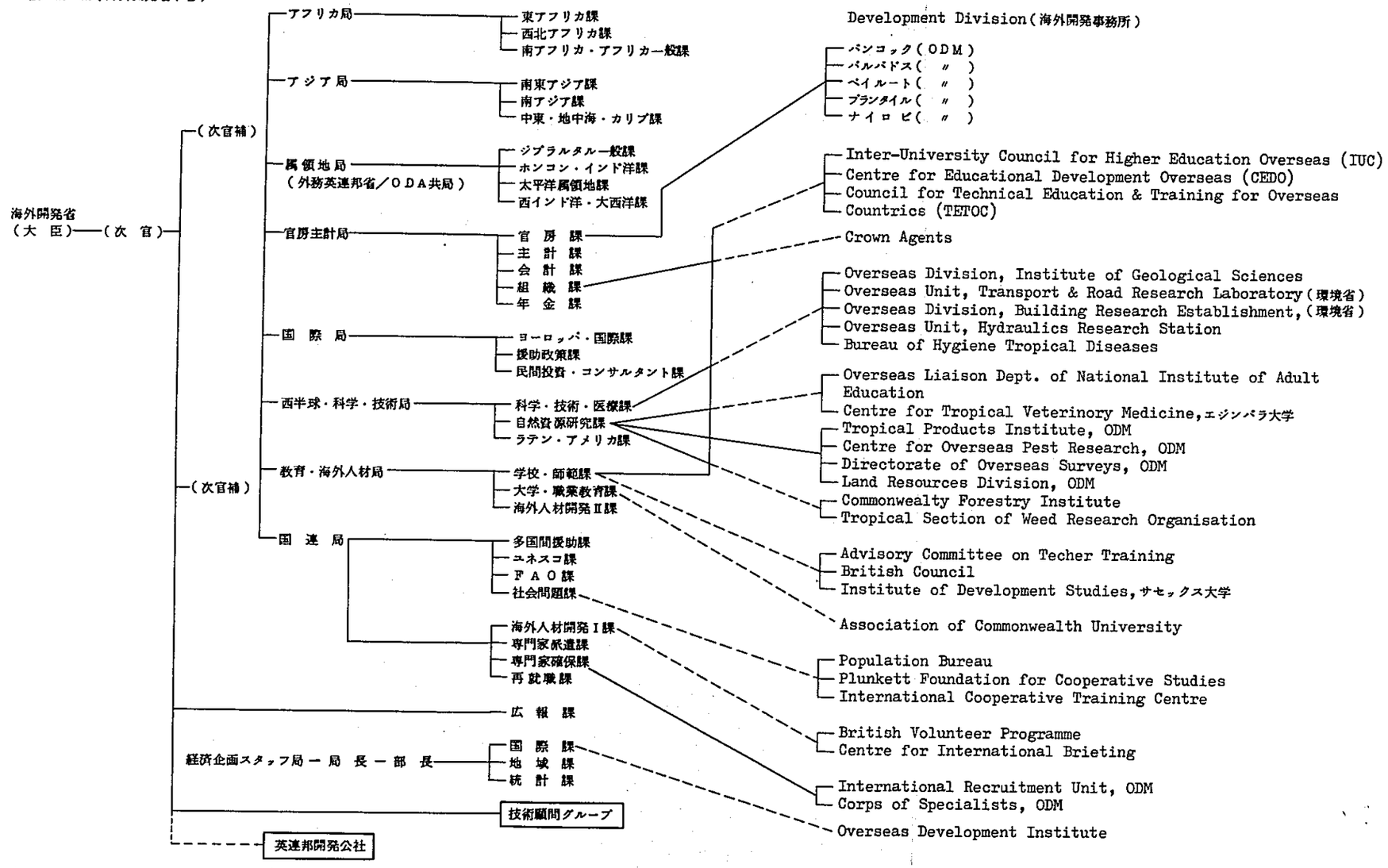

2. 機構変遷

英国の海外援助は１８７８年に当時の植民地政府に対する行政指導に源を発し、１９２９年に植民地開発法（Colonial Development Act）ができ、議会の承認により１０年間にわたって毎年１００万ポンドを超えぬ条件で海外へ援助が可能になった。その後、同法が英国経済の市場拡大のための手段に過ぎないのではないかという植民地側の批判をうけるようになった為、１９４０年に植民地開発福祉法（Colonial Development and Welfare Act）を新しく制定し、従来の年間１００万ポンドの援助額から５００万ポンドを１０年間にわたって支出を可能にし、１９５８年の新改正で、その適用範囲を植民地より独立した英連邦諸国にも拡大し、併せて開発投資と経済技術協力についての英国の態度を明確にするに至った。

英国が組織的に開発途上国に対し援助を始めたのは１９６１年に技術協力省が設立され従来まちまちであった政府関係機構を整理してからであると云われているが、それでも依然として外務省、英連邦省、植民地省等の関係が複雑で１９６４年になって海外開発省が設置され自治領に対する財政援助を除いた援助政策を企画・遂行するようになって初めて一本化政策がとれるようになったのが現実で、その意味からは１９７０年に海外開発省の機能が外務･英連邦省（FCO)の１外局としてのＯＤＡ（・海外開発庁）に移された経過はあるにせよ、機構上は１０年を迎えた海外援助と云えなくもない。なお、海外開発庁は労働党政府の方針もあって再び１９７４年７月に海外開発省（ODM）となった。

しかしながら援助機構の上で見落せないのはＯＤＭによる援助政策とそれらの実施については、海外での開発投資と云わゆる資金・技術

協力に対し明確な理念を持つと同時に、それらを運営する機構も明白に分離しており、これが英国の海外援助の一元化の大きな要素になっている事である。即ち、ＯＤＭによる政府ベース援助体制の中で開発投資プロジェクトの発掘・運営に責任をもつ機関として英連邦開発公社（CDC）と各国政府の直接依頼という形式をとるにせよ Crown Agents が存在している事である。更に注意すべき点は運営上の柔軟性でＯＤＭが他省下の機関にその活動資金を全額供与する結びつきは既述のように正にイギリス型で、これはイギリスがその援助の歴史から学んだ成果と云えよう。この事は後述する国別政策（ Country Policy Paper）に関しても云えることで、Country Policy Paper もそれ自体が重要であるのでなく、これをいかに運営・実施するかが問題であり、その意味からすれば、英国は、すでに"いかに政策決定をするか"の時代から、"いかに運営するか"の時代に入っていると云えよう。

3. 海外開発省概説

１９７３年１０月当時海外開発庁は英連邦外務省（FCO）の一外局として機構上はＦＣＯの管理下にあり、実際の業務は閣外大臣である海外開発大臣が責任を有し、他省と協議の上、開発途上国に対するイギリスの政策立案と事業計画の立案・実施、即ち国別政策、中期援助計画、Aid Frame Work に基づき、個々の途上国に対し借款・贈与・技術協力を実施したり、国際機関や英連邦開発公社に資金の融資を行なっていたが、労働党政権の復活で現在では海外開発省として一部の業務を除き、ＦＣＯより独立した。

海外開発省本部はアジア、太平洋、アフリカ、地中海沿岸、中東、

カリブ海沿岸、ラテン・アメリカを扱う地域課と資源、科学、技術、医療、教育、専門家派遣、研修員受入れを扱う機能課と援助政策に経済学的応用を反映させるために働らく経済企画スタッフ（Economic Planning Staff）と地域課と機能課を助け技術的アドバイスをする特別技術顧問グループとに分けられて、お互いを補佐している。

またＯＤＭは直轄の海外開発事務所をBarbados（カリブ海沿岸担当）、Beirut（中東担当）、Bangkok（東南アジア担当）、Blantyre（セントラル及び南アフリカ担当）及びNairobi（東アフリカ担当）の５ケ所に持ち、地域内のイギリスの海外援助プログラムの企画・実施につきＯＤＭ本部に助言・協力をしている。

この他ＯＤＭはSpecialists Unitとして直属の技術研究所、海外での測量と地図作成を行なう海外測量局（Directorate of Overseas Surveys）、熱帯植物や動物資源の有効的利用を計る熱帯産品研究所（Tropical Products Institute）、ペスト、熱帯病源菌につき研究している害虫研究所（Centre for Overseas Pest Research）、及び地質研究をする地質研究所（Land Resources Division）を持っており、最近になって人口問題を多面的に扱う人口問題研究所（Population Bureau）をも発足させた。

これらのSpecialists Unitは英国のこの種の研究機関の中心であり、専門家のリクルート源にもなっていて、ＯＤＭが実施する各種調査の人的・技術的中枢であると同時に研修生の受入れを実際に行なっている実施機関でもある。それ故、彼等の役割りはイギリスの海外援助の実施業務の中心をなしていて、ＯＤＭが政策・実施機関である事の見本の１つにもなっている。

4. 関連機関概説

前述のようにイギリスの援助の特色の一つが、ＯＤＭの直轄研究所の存在にみられると同様、ＯＤＭとその関連機関との関係も、正にイギリス型である。

つまり、英連邦外務省下のＯＤＭが他省直轄の研究所等に直接資金供与出来るという、イギリスの海外援助体制の中でひときわ目立つ柔軟性と同質のものが、近時、開発途上国で大きな問題となっている先進国による開発プロジェクトの発掘・協力及びそれらに対する投融資が、ＯＤＭによる海外援助の政策決定という大きなわく組みの中でなされているにもかかわらず、実際の業務は英連邦開発公社（CDC）によって実施されている運営にもみられる。イギリスの国益という大きなわくの中で、ＯＤＭ自身でなくＣＤＣが開発プロジェクトの投融資を通じ発展途上国の経済成長に協力する仕組みは、イギリスが２０世紀初めイギリスの政府ベース援助が市場拡大の手段に過ぎないという内外の批判から学んだ一つの結果で、この２本立組織が生んでいるメリットははかり知れない。

つまり、ＣＤＣが投融資している事業は発展途上国では正にその国の経済開発事業で、対象プロジェクトも１９７３年６月３０日現在２１６、その分野も牧畜、農業、漁業、鉱工業、公共事業、通信運輸業、住宅、ホテル業、建設等非常に広範囲で、その方法もＣＤＣが直接事業を行なったり、株式や社債を保有したり、または特定のプロジェクトのため貸付等を行なっており、純政府ベース協力で不可能な部分にその活動の焦点をあてており、ここにイギリス型の「運営のうまさ」をいかんなく発揮している。

したがって、そこには技術協力や資金協力がイギリスの直接利害の

ためであるという批判は直接ＯＤＭにはねかえらない仕組みにもなっている。

次に関連機関の概略を知る為、これを機能別、資金補助方法別に区分する。

1) 機 能 別

(1) 研究、情報収集委託機関

Institute of Development Studies, Sussex 大学

Dept. of
Overseas Public Administration, Manchester 大学

Overseas Development Institute

(2) オリエンテーション実施機関

Cntre for International Briefing

(3) 技術協力実施機関

Inter-University Council for Higher Education Overseas (IUC)

Centre for Educational Development Overseas (CEDO)

Council for Technical Education & Training for Overseas Countries (TETOC)

Overseas Division, Institute of Geological Sciences

Overseas Unit, Transport and Road Research Laboratory

Overseas Division, Bwlding Research Establishment

Overseas Unit, Hydraulics Research Station

Bureau of Hygiene Tropical Diseases

Overseas Liaison Department of National Institute of Adult Education

Tropical Veterinary Medicine, Edinburgn University

Centre for Tropical Veterinary Medicine

Tropical Products Institute (ODM)

Centre for Overseas Pest Research (ODM)
Directorate of Overseas Surveys (ODM)
Land Resources Division (ODM)
Commonwealth Forestry Institute
Tropical Section of Weed Research Organisation
Institute of Development Studies
Association of Commonwealth University
Plunkett Foundation for Co-operative Studies
International Cooperative Training Centre
British Volunteer Programme

(4) 機材調達委託機関

Crown Agents

(5) 開発投融資実施機関

Commonwealth Development Corporation (CDC)

2) 資金補助区分

(1) 協定に基づくGrant-in-Aid機関

IUC
TETOC
CEDO

(2) 直接補助機関

Commonwealth Forestry Institute
Bureau of Hygiene and Tropical Diseases
Plunket Foundation for Co-operative Studies
Tropical Section of the Weed Research Organisation
Overseas Unit of the Hydraulics Research Station
Overseas Development Institute
International Co-operative Training Centre

International Co-operative Training Centre

Overseas Unit of Transport and Road Research Laboratory

Overseas Division of the Institute of Geological Sciences

Overseas Liaison Department of the National Institute of Agricultural Engineering

(3) 人件費補助機関

Association of Commonwealth Universities

(4) 委託機関（手数料を支払う事で補助する機関）

British Council

Crown Agents

Institute of Development Studies

Centre for International Briefing

Centre for Tropical Veterinary Medicine

British Volunteer Programme

以上が海外開発省（ODM）及び関連機関の概略であるが、次に具体的な援助の仕組みを報告する。

第三章　援助政策について

I　援助政策作成課程

資金協力および技術協力を含めてのイギリスの政府ベース海外援助は１９７０年の２１３.８百万ポンドから１９７１年には２６８.９百万ポンドに達し、その内容もＣＤＣへの貸付けを含めたローンが全体の５１％で、技術協力を含めたグラントは３８％、国際機関等を通す分が１１％となっている。また、協力先を地域的にみると、二国間ベースではインドを中心とするアジアと、ケニア、マラウィ他のアフリカ諸国に対するものが圧倒的で、全体の７０％が両地域に向けられているが、これはイギリスの開発援助が旧植民地諸国を中心に実施されている裏付けになっている。

これらイギリスの援助の特色は、援助条件が全体として緩やかで1965年に無利子借款制度が導入されて以来、償還期間、金利等全てＤＡＣ加盟国平均を上まわっており、全体的には援助総額が頭打ちの傾向にはあるが、数字的にみるとイギリスの援助に対する前向きな態度がうかがえる。

次に、これらイギリスの海外援助政策と実施がどのように決定され実行されるかというと、まず原則としてはＯＤＭと開発途上国との仲介は外交チャネルを通じてなされており、イギリスに対してのプログラム、プロジェクト要請は在外公館が現地政府の意向をうけＯＤＭへ連絡するが、この段階での英連邦外務省・在外公館の役割りは相手国政府に管理能力があるかどうかを審査する事に重点を置き、プロジェクト等の内容そのものの審査はＯＤＭがあたる。ＯＤＭは在外公館や国際機関、特にIBRDやＡＤＢや直属の海外事務所等を通じ各国の情報・資料を収集し、

政策決定を行なっているわけであるが、その基幹となっているのが国別政策（Country Policy Paper ）と国家予算の中期計画（Public Expenditure Survey ）の中で示される援助予算で、Aidフレーム・ワークと呼ばれているものは、この中期計画に沿って各事業別援助予算の計画化をさしており、これは毎年主計課が各課より提出された計画案を取りまとめている。

したがって、ある意味で、英国の海外援助体制は上記国別政策と中期計画の内容を知る事で、その大半を理解し得ると云えるが、現在のところ、これらは未公表の為、その作成手続きを知る事に主眼を置いたわけであるが、ここで注意しなくてはいけないのは、云うまでもなく、ODMの1幹部も"Country Policy Poper はbetter decision の為のガイド・ブックに過ぎない"と語っているように、国別政策（Country Policy Paper）の内容やその作り方が重要ではなく、これをいかに使用するか、即ち、作成された政策をどのように事業に反映させ、運営するかが大切である。イギリスの海外援助機構をこの面でコメントすれば、概に組織上からも、運営面からも、作成されたC.P.P.に基づく政策を各実施機関の事業に反映している段階になっていると云える。

つまり海外開発省の1つの業務に1969年に開始された年度別予算計画案を単位とした各実施機関への予算割当てとプロジェクト・ベース協力（技術協力）、専門家派遣及び研修員受入れの年別割り当てがあるが、これらはいずれも国別政策と中期計画に基づいて決定されているもので、実質的に海外開発省による政策・事業内容決定、実施機関による事業遂行という流れはイギリスがこれらを作る事に努力する段階を終了し、それを利用し・運営する段階に入っている事を示している。

Ⅱ　国別政策とカントリー・ポリシー・ペーパー(Country Policy Paper)

まず、国別政策は１９６９年より作られているCountry Policy Paperに基づいて決定されているが、その作成分担は特に厳格ではなく、対象国によって違っている。例えば、インドネシアの場合だと、バンコック開発事務所に派遣されている専門職員（エコノミスト）が他のアドバイザーの協力を得て、原案の作成にとりかかっており、国によっては経済計画スタッフの地域課のエコノミストが最初の起草をしたりしていて、まちまちである。その他統計資料収集については在外公館の役割りが大きく、通常の資料は在外公館所有のものを活用している。

しかし、最終的な取りまとめと保管責任はＯＤＭ本部の地域局にあり、各地域局はこのカントリー・ポリシー・ペーパーに基づき国別政策を立て、各事業計画を企画・管理する立場にあり、実質的にはイギリスの援助機構の核と云える。

カントリー・ポリシー・ペーパーはⅠ，Ⅱ部に分かれ、Ⅰ部は８項目、Ⅱ部は主要プロジェクト（資本・技術協力を含む）の計画とそれらに対しての年度別支出計画を明示する事から成り立っている。Ⅰ部・Ⅱ部の項目は以下の通りである。

第Ⅰ部

1　過去５年間および可能な限り将来にわたり最新推定値を使用し、次の項目で経済状況を統計的に記述せよ。

(1)　ＧＮＰ

(2)　人口

(3)　ＮＮＰ／人

(4)　純援助総額（全援助国総額）／人

(5)　国際収支主要要因（輸出入、サービス、援助フロー、他の資

金フロー、負債利子)

(6) 全負債残高（援助ローンとコマーシャル負債を区別したもの)

(7) 過去5年間にわたるイギリスの援助総額および今後5年間の中期計画

(8) 対イギリス通商の主要要因（特に最新の通商統計を含めた主要輸出入要因)

(9) 外国人が所有する資産概算及び英国の比率

(10) 対UK負債総額

(11) IMF為替特高

2 援助プログラムの歴史的背景及び政治的通商的背景の概略、将来の主要開発計画につき簡単に述べ、その際には様々な基準の相互作用にもふれよ。

3 過去の援助に対する簡単な審査（下記の項目による)

(1) 開発計画

(2) 行政

(3) 租税と貯蓄率

(4) 輸出振興

(5) 援助ユーチリゼーション（Utilization)

4 主要セクター別に開発の可能性および見込みにつき簡単に査定し、更に解決されなければならない主要圧迫要因を下記項目により明らかにした上で、今後5年間の政府開発援助の優先度と方針を明示せよ。

(1) 農業

(2) 鉱業

(3) 製造業

(4) 経済的社会的インフラストラクチャー（輸送、水道、教育、衛生、家族計画等）

本項では将来の国際収支にふれ、その際には各セクターごとの輸入代替、輸出振興政策を述べよ。開発に際しての主要な圧迫要因のうち、比較的重要と思われるもの（例えば、外国為替、貯蓄、熟練しかつ高度な技能をもつ人的資源の不足等）を強調すべきである。

5 開発を圧迫する主要要因を解決する上で必要な援助形態を下記の援助別に相関する優先度を表示し記述せよ。

(1) プログラム援助

(2) プロジェクト援助

(3) ローカルコスト援助

(4) コンサルタントを通じての投資前および実施調査等の技術協力、行政、教育、管理、技術及び専門分野における人材育成の為の援助

6 他の援助基準

i 政治的判断

過去の援助に含まれる政治的掛り合い ； 将来への掛り合い、援助プログラムを通じ考えられる変更により得られるであろう短期・中期の政治的便宜

ii 通商的判断

(1) 過去の援助に占められる通商上の関係

(2) 援助量及び援助条件により起る変化から起り得る通商上の便宜

(3) 短期・中期援助とＵＫ投資との関係

(4) 外国投資に対する受益国の態度と政策 ; 外国資産に対する国有化／収用の最近の例

7 過去5年にわたる援助

(1) a) 国際機関を通じたもの

b) 他の供与国による二国間援助に依存したもの

c) UK独自の援助

(2) 主要援助国による援助の形態と条件、およびセクター別配分

(3) UK援助の条件とローカルコスト援助

(4) 主要援助国の援助政策（通商関係を含む）に対するエバリエーション

8 (1) 通商上、政治上の考慮をはらった上で、今後5年間のUK援助に対する提案を援助フレームワーク数字、受益国の開発計画の優先度および他の援助国の将来の援助プログラム等に関連づけ表示せよ。

(2) UK援助の対象となるであろう主要セクターを示せ。

(3) 推奨すべきUK援助の形態を提案し、かつ下記に示す各々の援助に相対的優先度をつけよ。

a) プログラム援助

b) プロジェクト援助

c) ローカルコスト援助

d) コンサルタントを通じる投資前調査および実施調査等の技術協力

e) 行政、教育、マネージメント及び他の技術・専門分野における人材育成の為の援助

(4) 受益国の債務負担能力、他の援助国の援助条件および適切な

政治上、通商上の兼ね合い等を関連させＵＫ援助の条件につき提案せよ。

第Ⅱ部

主要プロジェクト（資金プロジェクト、技術協力による実施調査等）の計画表および各々のプロジェクト別に各年ごとの支出見積りをせよ。

以上のとおりであるが、次にインドネシアを例にとってこれらの作成手続きを追ってみると、１～５まではバンコックの開発事務所で起草し、６番、即ち政治的、商業的見地については在インドネシア・イギリス大使館担当官が記述し、７番については Department of Trade & Industriesより資料提供、コメントがあり、最後の８番が海外開発省本部の地域課と経済企画スタッフの共同作業となっている。

ＯＤＭ地域課でまとめられたカントリー・ポリシー・ペーパー原案は在外公館、外務英連邦、大蔵省、通産省、イングランド銀行のコメントを受けた後、正式なペーパーとなる。

カントリー・ペーパーは、原則として毎年更新する事になっているが、１９７３年末ですでに作成が終った国は４６ケ国と称されている。

Ⅲ　中期計画及び援助予算

イギリスの海外援助の特色の一つに援助の計画化があるが、これは1969年に制度化された Public Expenditure Survey によると云われている。これは各省から提出された４ケ年にわたる各事業の支出予定計画を大蔵省が査定した結果を公表するもので、ＯＤＭにあっては各局より提出された事業計画案を主計課が査定し、原案を作成するものであるが、地域局より提出される事業計画案は資本協力・技術協力を含めた

もので、開発途上国の要請に基づくプロジェクト協力、開発事務所の推せんに基づくプロジェクト協力、もしくは単独の専門家派遣や研修員の受入れ等が、援助方針や国別政策に基づき検討・調整された後、年度別に4年間にわたって作成されるものである。この事業計画案の作成にあたって各地域局は大蔵省より指定された価格数値（constant prices）を使用し、各事業の見積りを実施するわけであるが、ここで気がつく事は、これらの4年間にわたる各事業の見積りには事業内容の実質検討があり、ＯＤＭ本部と直属研究所及び関連機関と密接な連絡・協議の上なされていて、ある場合には事前調査の実施すらある。その為か、地域課のある職員は「イギリスの援助は、その事業計画実現のために必要な資料の収集、検討、分析、協議を含めた事前調査にウェートをかけ過ぎて、ともすると計画が動き始めた後のフォローアップ体制に若干問題がある」と述べているが、これは裏がえせば各事業とも十分なる事前準備に基づいている為、プロジェクトの運営が目標からずれる事はないという自信の現われでもあり、この点、日本の技術協力が、ともすると予算上の制約もあって事前調査に十分な力を入れる事がむずかしく、現実と効対象である。

こうして作成・査定された事業計画案（援助フレーム・ワーク）は海外開発大臣を通じ外務・英連邦省、大蔵省、通産省、イングランド銀行と協議し、正式決定され、中期計画としてイギリスの援助政策の土台となっている。

Ⅳ　政策と実施

中期計画及び国別政策同様、イギリスの援助実施体制のもう一つの特色は援助の実施方法にみられる。

ＯＤＭは中期計画や国別政策に基づき援助の基準を明確にするとゝもに、個々のプログラムやプロジェクトにも優先度をつけ、政策と実施の一体をはかっており、これが援助の統一性の大きな要素になっている。更に技術協力及び資金協力ともその実施に関する限り、海外開発省は出来るだけその業務を関連機関に委託する方向で動いている。

例えば、資金協力の面では、グラントやローンの内容、条件等を決定した後は相手国政府との契約及びその返済等に係る業務を、技術協力の分野では専門家の派遣、年金の運営等の業務を全て Crown Agents に、委託している。

つまり、ＯＤＭは援助政策を管理する事で個々の実施機関の業務を監督している。具体的には地域局は中期計画と国別政策に基づき全体の専門家派遣、研修員受入れ計画、又は資金協力についても年度別、国別にその割り当て計画を作成すると同時に個々の実施機関にもそれを適用し、派遣数・受入れ数をコントロールしている。更に、同種の機関が複数ある場合には、地域別にその業務を割り当てている。

例えば、ボランティアーに関して云えば British Volunteer Programme 事務局の元に４団体、Catholic Institute for International Relations, International Voluntary Service, United Nations Association, Voluntary Seruice Overseas が組み入れられているが、各々担当の地域が決められていて、ＯＤＭとの協議で決定されたプログラムに基づき Volunteer を派遣している。

その他の機関も大体同様な方法で運営されているが、地域局より委託された業務以外は、原則的には実施が不可能で、この点が組織的過ぎると云われる批判のいわれでもある。しかしながら、援助の基準、援助優先度が個々の業務、即ち、専門家派遣、研修員受入れ等のプログラム援

助及び資金・技術協力面でのプロジェクト援助等に適用されている為、緊急の場合以外は、個々の業務も長期計画に基づき運営出来る大きなメリットとなっている。

次にプロジェクト協力を中心に実際の業務にふれてみると、ＯＤＭの地域局は国別政策や中期計画の作成段階で大蔵省・通産省との協議が済んでいるため、個々のプロジェクトの実施に際しては海外開発省内部の協議で運営監理が出来るようになっている。例えば一定金額４０万ポンド以上の支出を予定するプロジェクトについてはプロジェクト委員会の承認を必要とするが、それ以下のプロジェクトは国別政策でコミットしている範囲内で資金・技術協力とも実施可能である。

プロジェクト委員会は組織課内に事務局が置かれ、メンバーは次官補２名、経済企画スタッフ局々長、各地域局々長、関連機能局々長および主計課の担当より構成されている。委員会に提出されるプロジェクト案は関係地域課の承認を必要とするが、内容審査については委員会の任務となっている。次に委員会に提出する主な事項を記すると以下のとおりである。

1　プロジェクトの概要と背景：

(1)　プロジェクトの建設と運営に責任を持つであろう機関名

(2)　域外費用とローカル費用を含む必要費用総額

(3)　交渉留意事項　；　要請されている援助額及び援助条件

(4)　当該プロジェクトと当該開発途上国に対するイギリスの援助プログラムとの適合性

(5)　当該開発途上国に対する他の援助国の援助と当該プロジェクトとの掛り合い

2　当該プロジェクト開発プログラム：

(1) 当該プロジェクトと当該開発途上国の開発プロジェクトの適合性及び優先度

(2) 他の支出見込みを考慮した上で当該プロジェクトのアウト・プットに対する需要についての査定

3 技術的アプレイザル：

(1) 当該プロジェクトの物理的背景（設定した場所の適合性）

(2) ＯＤＭの技術アドバイザーとコンサルタントにより得られた技術的査定と結論

(3) 実施調査の詳細と結論

(4) 見積り費用の信頼度についてのコメント

4 経済的妥当性：

(1) 経済企画スタッフのエコノミストにより作成され、かつ承認された経済アプレイザルの結論と勧告の要約

(2) 当該開発途上国の経済開発に対する当該プロジェクトの貢献度

(3) コスト、特に雇用に及ぼす影響に関連した当該プロジェクトの直接・間接の効果・思恵

(4) 当該プロジェクトの資金能力 ； 当該国予算に与える影響、国際収支及び負債等

(5) その効果を金額で換算する事が不可能な社会的公益を目的とするプロジェクトが対象の場合には当該国の物理的ニーズ（例えば、人材、衛生施設他）及びこれらのニーズに関連した当該プロジェクトの費用便益

5 当該プロジェクトの財政：

(1) 費用総額（域外費用・ローカル費用総額）

(2) 推薦する建設フェーズ

(3) 推薦する援助方法。例えば、贈与、借款又はいかにひもつきにさせるか。

(4) 推薦する援助条件（貸出し条件他）

(5) 年間の見込みディスバースメント総額と援助支出総額

(6) 当該提案と現行事業別援助予算計画及び将来同意されるであろうコミットメントとの関係

(7) 万一、当該援助が単に資金の外部調達の一つに過ぎない場合には、追加資金調達法やその為の交渉条件等

(8) ローカル費用に対する資金源及びその調達可能性

(9) 主計課、大蔵省のコメント

6 建設フェーズ：

(1) 実施機関の責任と能力

(2) 契約方法。例えば、クラウンエージェンツの活用可能性

(3) 設計、建設フェーズに関する技術的監督手配 ； ＯＤＭ技術アドバイザーや海外事務所の担当者が進捗状況を見る必要性等

7 必要とする労働力、インプット及び役務 ：

(1) 当該プロジェクトを構成しない労働力、原材料、電力、水力とその他必要役務

(2) 当該プロジェクトの建設と運営が他のプロジェクトの完了等にかかっているかどうか

8 完成したプロジェクトの運営に必要な準備 ：

(1) 履行責任がある機関の義務

(2) 政府の義務。例えば、特別条項、関税、当該プロジェクトにより提供される物品・役務に対する内国税他

(3) 運転資金源

(4) 管理業務や研修についての手配とイギリスの援助による技術協力

(5) 進捗状況を見守る為にＯＤＭの技術アドバイザーと在外公館や海外事務所の担当者の必要性について

9 通商・政治上の考察 ：

(1) 当該プロジェクトに対する援助の実施がイギリスにもたらす通商・政治上の便益

(2) 他省庁及び在外公館や海外事務所担当者のコメント

10 特別条項 ：

(1) 当該プロジェクトに関連して同意された条項

例 ⓐ 設計・建設についての技術的監督

ⓑ 上級管理者の配置

ⓒ 電力・水道他の諸施設の準備

ⓓ ローカル費用に対する資金確保

ⓔ 貸出し比率

ⓕ その他

11 そ の 他 ：

(1) 地域局の承認

(2) 他省庁や在外公館、海外事務所等のアドバイス

したがって、上記内容を吟味すれば、イギリスの援助政策が技術的には何を主要々素としているか判明出来るわけであるが、いずれにしても明らかなのは、一つのプロジェクトを実施するに際しての事前調査が各方面からなされていることゝ、それらの調査が何を目的としているかが

明確で、政治上、通商上の見地を除けば、プロジェクト審査そのものは手続き的と云えないこともなく、そこには当然に、委員会によるプロジェクト案の否決という結果も生じてくる。

特に経済企画スタッフのエコノミストによる経済的妥当性、技術顧問やコンサルタントによる技術的査定、在外公館や関係各省による通商上や政治的なコメント及び地域課の政策と実施面での調整が各立場からプロジェクトに対しコメントする事が義務づけられている事は援助基準や国別政策に基づいて計画案を審査する際の重要なポイントになっている。

第四章　海外開発省及び主要関連機関の組織と機能

I　海外開発省の組織と機能

すでに概略を述べた通り、海外開発省は地域局、機能局、経済企画スタッフ及び技術顧問グループから成る本部と海外の開発事務所（5ケ所）及び直轄の5研究所から成っていて、総職員数は2,500人に及ぶ。職員の段階は

① Clerical Officer

② Executive Officer

③ High Executive Officer

④ Senior Executive Officer

⑤ Principal (Chief Executive Officer) → Desk Officer

となっているが、各段階の業務分担（Job description）は、はっきりしており、通常はデスク・オフィサーを頂点にピラミッド型に職員が配置されている。

1　地 域 局

アフリカ、アジア及び直轄領の3局から成るが、直轄領局については英連邦・外務省（FCO）との共有局になっている。その他、ラテン・アメリカについては機能局（西半球・科学・技術局）に属している。地域局は資本協力、技術協力の計画・調整及び運営に責任を有すが、通常は1職員が1～2ケ国を担当し、その国の経済、社会、政治に関する情報を収集し、中期計画に占める援助予算の作成、国別政策に基づき専門家の派遣を計画したり、プロジェクトの調査・実施・運営を担当している。担当は原則として1年に1度（2週間位）、担当国を

訪問し現地事情の把握と専門家とのコミニケーションをはかっている。

地域局は通常開発途上国よりの要請に基づいて、要請内容を審査、検討し、結果を相手国政府に連絡する役目を持つが、同時に要請とは別に独自に海外開発事務所の専門官を通じプロジェクトの発掘に努めており、本部段階で５％、海外事務所段階では約２０％のプロジェクトがＯＤＭのイニシアティブで開始されたと説明されているので、その割合いはかなり高いと思われるが、実際は要請によるかＯＤＭのイニシアティブによるかは数字の上から判断するのはむずかしいし、それだけ関係が深いのも事実であろう。

１つのプロジェクトを審査するに際し、地域局は３～４のコンサルタントを使用し、調査報告を元に技術顧問及び経済企画スタッフをまじえ、内容の検討するが、この段階では直属の研究所や関連機関の専門家は参画せず専ら内部討議に時間をかけている。したがって、地域局の担当業務はかなり広範囲で、一部につき官房・予算局のチェックはあるが、通常は政策決定から実施の段階まで実質的な責任を有している。

2. 機能局

機能局は文字通り、業種別で科学、医療、資源、教育、国際機関等の分野で専門家派遣、研修員受入れ事業等を行なっている。各機能課は主に技術協力関係機関との関係が深く、彼等の実質的運営・管理に責任を持っている。機能局は３局１４課（1973年12月現在）に分かれているが、西半球・科学・技術局にはラテン・アメリカ諸国を担当するラテン・アメリカ課があるが、これは中南米に対する援助の歴史の浅さに由来している。

3. 経済企画スタッフ局（EPS）

本局はマクロ経済の見地から援助問題に取り組んでいるが、近年イギリスの援助が経済的妥当性の見地から計画実施される割合が増えるにつれエコノミストの役割りも重要になってきた。即ち、政策段階では国別政策の元になっているカントリー・ポリシー・ペーパー（Country Policy Paper）の原案は大部分エコノミストによって書かれており、現場の仕事の中でも彼等の役割りは大きく海外の開発事務所の専門官の3分の1はエコノミストである。ＥＰＳは一般政策及び国際的見地からの政策に携わる国際課、各地域の経済開発に適した援助計画作成に参画する地域課と、ＯＤＭ内で必要な統計資料の収集と分析を行なう統計課に分かれている。

ＥＰＳのエコノミストの構成は大学新卒者、海外勤務経験者、大学研究機関出身の研究者、他省出身が殆んどで、１９７３年１２月現在国際課には１０人、地域課に２５人のエコノミストが配置されている。地域課のエコノミストは個々のプロジェクト審査に際しチェック・リストを使用してプロジェクト・アプレイザル（本アプレイザル・チェック・リストについてはJICA企画課にて翻訳ずみ）を試みているが、プロジェクト委員会に提出する資料のうち経済妥当性に関する項目は彼等の承認が必要である。なお、開発事務所とＥＰＳのエコノミスト間で意見のくい違いがある時には地域局の担当官が調整する役目をもつ。

4. 国 際 局

国際局は近年イギリスのＥＣ加盟問題に関連し、アフリカ・中東でのイギリスの援助が他国と競合せず、しかも消費国としてのイギリス

が援助によってどう結びつくかというような非常に実際的な問題につき、援助政策機関の報告等を通じ外交に援助を反映させる目的で充実されてきた。特にヨーロッパ国際課の場合にはECの農業政策とイギリスの指導する農業開発プロジェクトとの調整というような具体的な役目をもっており、イギリスの援助が政治、外交、経済と密接な係わりを持たざるを得なくなった事実の裏づけにもなっている。

しかしながら、本来の国際局の役割りは、出来るだけ長期的援助計画をたてることで、援助の重複をさけ、かつ、援助をより効果的に展開させるためにイギリスの援助政策を方向づけることにあり、そこには世界銀行や国連等の場での開発援助問題を解決する際のイギリスの方針を決定する事も含んでいる。

5. 技術顧問グループ（Professional Advisers)

本グループは現在9分野、40名の専門官より成っていて、ODMの地域局、機能局の要請に応じ技術分野のアドバイスと派遣中の専門家に対してのアドバイスを主な任務としているが、行政上の権限は所有しない。

9分野の内訳は①教育、②環境、③土木、④労働、⑤法律、⑥医療、⑦自然資源（農業、畜産、協同組合、漁業、林業等を含む）、⑧警察官訓練、⑨社会開発になっているが、専門官の経歴は大体において旧植民地時代からの Ex-Expert が殆んどである。地域局や機能局との間には調整委員会（Cordinating Committee）が設置されていて毎月1回業務調整及び業務計画の検討を行なっている。しかしながら技術顧問は諮問されてくるプロジェクトそのものにイエス、ノーを云える立場にはなっていない。

なお、技術顧問の担当業務もやはり地域的になっているが、顧問は主任、副主任、助手と云う制度になっていて、政策面にアドバイスする人と実際の実施業務にアドバイスする人は区別されていて技術顧問の主要任務は地域局が派遣する各種プロジェクトの事前、実施調査団に参加し技術査定を行なうことゝ、技術的問題に関し、ＯＤＭ関連実施機関との連絡・調整である。また一部特殊部門、特に医療部門には厚生・社会保険省、警察訓練と法律部門に関しては英連邦・外務省の専門家が定期的なアドバイスを行なっている。（別添々付）

6. 開発事務所（Development Division）

海外開発事務所はベイルート、バルバドス、ブラントレ、ナイロビ、バンコックの５ケ所に設置され、各々１５～20ケ国をカバーしている。

各事務所の構成は大体似かよっているが、ベイルート及びバンコックの場合は次のとおりである。

1) ベイルート事務所

所長（行政官）、技術アドバイザー６名（農業、土木、技術教育、畜産、経済及び統計、経済）及び所長補佐１名、その他４名の事務官、通信吏がＯＤＭ本部より派遣されている。

2) バンコック事務所

所長、技術アドバイザー６名（農業２、土木、経済２、技術教育）、及び所長補佐１名、その他事務官となっている。

いずれの場合も農業アドバイザーとエコノミストが各々２名で重要視されている。

次に海外の開発事務所の役割りであるが、大きく分けて、イギリス在外公館、ＯＤＭ本部、域内開発途上国政府に対する助言と実施業務

にしぼられる。

例えばベイルート事務所の場合には

イ. 地域内諸国でのプログラム及びプロジェクト調査、及びイギリスの援助プログラムの形態と内容に関して地域局及び域内在外公館へアドバイスをする。具体的にはA.資本協力、B.専門家派遣、本国の研究機関からの助言及びＯＤＭが財政補助をするコンサルタント使用というような技術協力及び C. イギリス国内での研修員及び留学生受入れ事業に関連した助言を意味する。

ロ. 要請に基づき、域内開発途上国政府と協力し、開発に係る一般的な問題及び特別のプロジェクトにつき助言を与える。

以上の２点が主要業務として公表されている。

しかしながらアドバイザーの実際の業務には、更に積極的な一面をみる事が出来る。即ち、大体のアドバイザーは１年のうち４～５ケ月を域内諸国を訪問し、途上国政府の非公式要請に対するアドバイスを行なったり、在外公館と次に採り上げるべきプロジェクトの協議を行なったりしており、これらが具体的なプロジェクトとして採り上げられるきっかけになっているからである。所長の説明では「 Stimulated Projectは全体の20％位である。」とのことであるが、実際はアドバイザーの業務内容からしても、いわゆる stimulated priject の数はもっと多いと思われる。

次に土木工学部門アドバイザーを例にとるとその業務は次のとおりである。

イ. 開発途上国の灌漑、通信、港湾及び公共部門の実態把握に特別留意し、かつ広範囲にわたって水力発電の分野で助言活動を行なう。

ロ. 主要日常業務

i) プロジェクト分析 ― 通常、土木プロジェクトはアドバイザーが担当国訪問の過程で途上国政府関係者と非公式に討議することで採り上げられるきっかけになっている。このアプローチは旧植民地時代からつちかわれた相互関係に基づいており、途上国政府から当該アドバイザーに対し、直接の助言が求められ、同時に具体的なプロジェクトの検討が行なわれる。

ii) プロジェクト審査 ― プロジェクトに可能性を見出し得た場合には、調査の段階に持ち上げ、必要ならコンサルタントを利用し、必要な資料収集と調査を行なわせしめる。予備調査が終了した段階でODM内のプロジェクト委員会の審査に必要な項目につき取りまとめ、プロジェクト・アプレイザルの実施準備を行なう。

iii) プロジェクトの実施と運営 ― プロジェクト委員会でプロジェクトが承認された場合には、地域局で「協定」もしくはいわゆる「討議議事録」案が作成され、関係当事国政府と討議を行なう。アドバイザーはこの段階で、必要な場合、技術的な助言を行なう。

iv) 技術協力プログラム ― イギリス人専門家の協力がその国の開発に役立つと考えられるような技術協力を見つける。

v) 多国間協力と二国間協力プログラムの調整 ― イギリスの援助が他の国際機関の援助と重複しないよう、世銀や国連機関の代表者・専門家と密接な連絡をとり合う。

vi) 政府機関への助言 ― 要請があった場合には、直接途上国政府機関に助言する。

vii) イギリス国内の関連機関との連絡 ― 当該地域内の活動をより効果的にすべく Road Research Laboratory や Building Research Establishment 等と連絡し合う。

viii) 地域内で営業中の民間会社やコンサルタントへの助言 ― 民間会社やコンサルタントが直接かかえている地域内の開発プロジェクトに対する助言及び技術協力問題に限って国内の研究機関へ助言を与えている。

以上がアドバイザーの業務であるが、彼等の役目が巾広く、しかも派遣中の専門家に対し巡回指導の役割りをも演じていることで、時間や距離的な条件で地域局の担当がカバー出来ない業務をバック・アップし専門家とのコミニケーションを手助けしている。

7. 直轄研究所

すでに言及したとおりＯＤＭは、開発途上国における共通な問題を現地とイギリス本国の諸機関とリンクさせ問題の解決にあたらせているが、その中心となっているのがＯＤＭ直轄の５研究所、海外測量局（ Directorate of Overseas Surveys ）、地質研究所（ Land Resources Division)、熱帯産品研究所（ Tropical Products Irstitute)、海外疫病研究所（ Centre for Overseas Pest Research) 及び人口問題研究所（Population Burean ）である。５研究所に共通な業務は、①長期研究プロジェクトの運営、②短期の調査及び助言活動、③研修員受入れの三つの業務に集約されるが、他の研究機関との関係も密接で熱帯産品研究所（TPI）のように独自に研究機関や大学へ資金援助を実施する場合もある。次に代表的な研究所につき報告する。

1) 地質研究所（ＬＲＤ）

１９６４年に設立され、地質調査、空中撮影、地図作成、資源調査を通じ、農業、畜産及び林業の開発を目指す事を主要任務としている。

研究者は約６０名であるが、そのうちの半分は常時海外へ出ており、残りのスタッフが海外から送付されてくる資料を中心に写真解説、地図作成、データ分析、報告原案作成を行なっている。その他訓練関係では集団コース及び個別の研修を行ない年間平均５０人が研修員として受入れられている。又、海外での研修（第三国研修）にも積極的で１９６９年以来ウガンダやマラウィで訓練を実施している。ＬＲＤは現在迄数々のプロジェクトを手がけているが、そのうちの代表的プロジェクトと云われるナイジェリアの地質調査の場合、同国内の100,000^2 Milesの地域をカバーしており、土壌分類を通じ同国の農地開発に助言を与えている。

ＬＲＤの調査の特色はその方法がシステマチックで、①プロジェクト・アプレイザル、②イギリス国内での諸準備、③海外での実地調査、④イギリス国内でのデーター処理の過程で最も有効な土地利用を探すわけであるが、調査方法そのものは確立されていて地質踏査、集約調査、開発調査の手順で実施されている。

2) 熱帯産品研究所（ＴＰＩ）

ＴＰＩは開発途上国内の動植物資源の加工、保存、貯蔵及び市場調査に関する助言と研究を実施している。ＴＰＩは５研究所のうちで最大で３５０人のスタッフをかかえそのうち３分の１が科学者、技術者及びエコノミストである。組織は下記のとおりである。

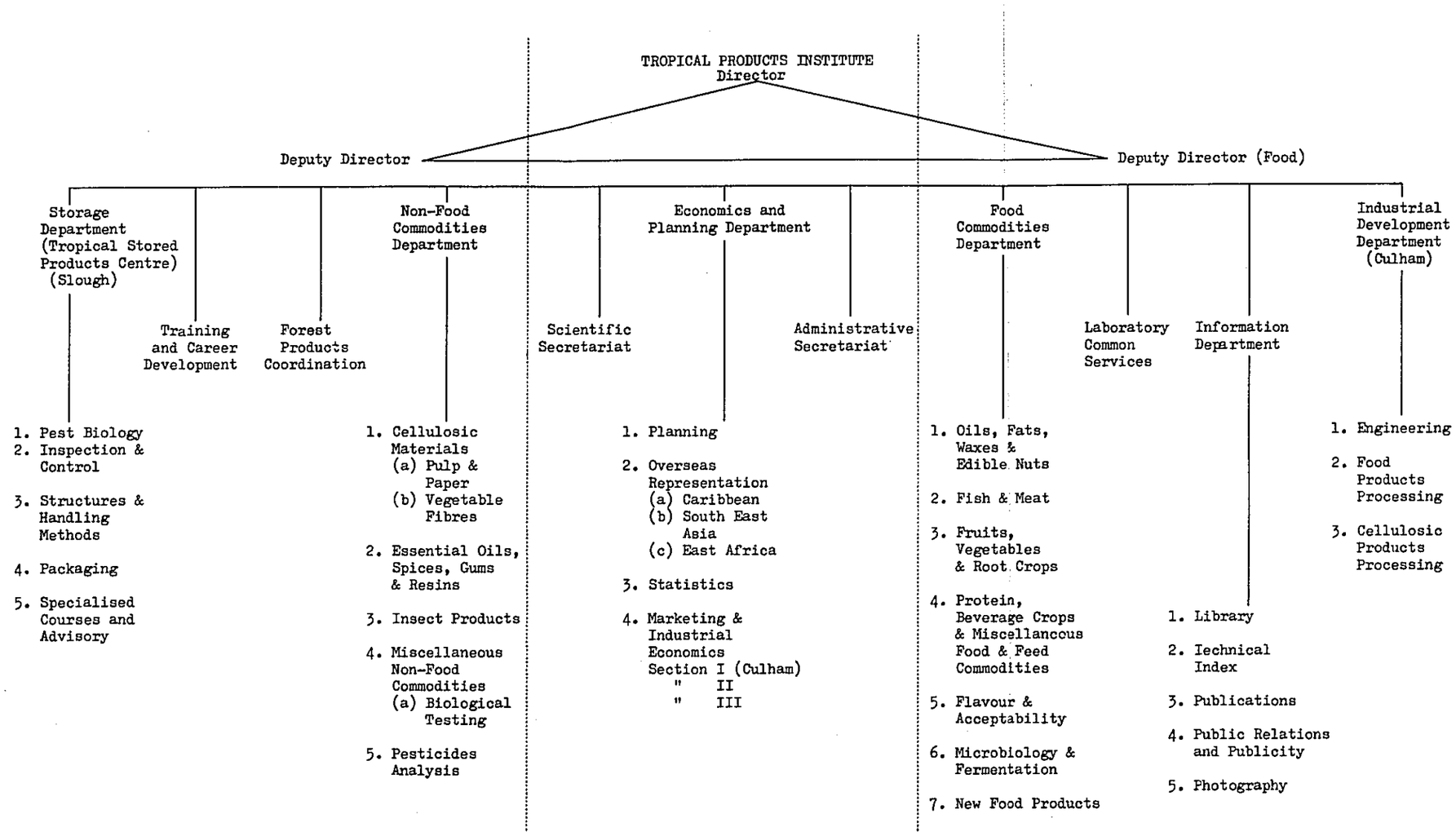
TROPICAL PRODUCTS INSTITUTE
Director
Deputy Director
Deputy Director (Food)
Storage Department (Tropical Stored Products Centre) (Slough)
1. Pest Biology
2. Inspection & Control
3. Structures & Handling Methods
4. Packaging
5. Specialised Courses and Advisory
Training and Career Development
Forest Products Coordination
Non-Food Commodities Department
1. Cellulosic Materials
(a) Pulp & Paper
(b) Vegetable Fibres
2. Essential Oils, Spices, Gums & Resins
3. Insect Products
4. Miscellaneous Non-Food Commodities
(a) Biological Testing
5. Pesticides Analysis
Scientific Secretariat
Economics and Planning Department
1. Planning
2. Overseas Representation
(a) Caribbean
(b) South East Asia
(c) East Africa
3. Statistics
4. Marketing & Industrial Economics
Section I (Culham)
" II
" III
Administrative Secretariat
Food Commodities Department
1. Oils, Fats, Waxes & Edible Nuts
2. Fish & Meat
3. Fruits, Vegetables & Root Crops
4. Protein, Beverage Crops & Miscellaneous Food & Feed Commodities
5. Flavour & Acceptability
6. Microbiology & Fermentation
7. New Food Products
Laboratory Common Services
Information Department
1. Library
2. Technical Index
3. Publications
4. Public Relations and Publicity
5. Photography
Industrial Development Department (Culham)
1. Engineering
2. Food Products Processing
3. Cellulosic Products Processing

組織図からも分るようにＴＰＩは長期にわたる研究プロジェクト、短期調査と助言活動及び研修員の受入れを主要業務としており、現在までに開発途上国政府に協力して１５０に及ぶプロジェクトに取り組んでいる。研修関係では科学的、技術的、経済的な角度から動植物資源の開発を促進するため技術と知識のトランスファーにも力をいれており、約４０のコースが毎年実施されている。

なお、ＴＰＩの研究活動は巾広く、開発途上国のみならず、国際機関や先進諸国に対してもアドバイスをやっており、その収集・蓄積された知識、情報は世界中の熱帯産品の開発とその活用に利用されている。

Ⅱ　主要関連機関

1.　関連各省

1）外務・英連邦省（Foreign and Commonwealth Office ）

外務英連邦省は海外援助の基本政策および予算の大綱等基本問題につき、外務大臣名で処理している。その他ＦＣＯは毎年度の各種事業計画や国別援助計画の作成に際し海外開発省と協議しており、経済局がこれを担当している。また、ジブラルトルやホンコン等の直轄領については、ＯＤＭ内に属領地局を設置し共局として実際の援助業務を担っている。

ＦＣＯの中で在外公館および高等弁務官事務所は、援助の実施業務に最も密接で開発途上国に対する援助問題に限って、ＯＤＭと直接連絡し、当該国内の専門家やプロジェクトのバック・アップを受けもっている。

2) 大 蔵 省（The Treasury）

大蔵省は外務英連邦省より計上される援助の支出見込みを査定し、海外援助に関する中期計画の作成に係わっている。

大蔵省の援助に対する査定は、主に援助の効率をイギリス経済や政府予算等の関係で実施しており、中期計画の一部をなす事業別予算計画の作成に際しＯＤＭより直接の協議をうけている。

3) 通 産 省（Department of Trade and Industry ）

イギリスの開発途上国に対する開発援助は「単にイギリス経済の市場拡大の手段に過ぎないのではないか」と云ったような植民地側の批判があったように、そもそも、その起点が旧植民地への開発投資に重点があった為に、通商政策と密接で、それが現在の援助政策にも残っていて、ＯＤＭが作成する国別援助計画にも通産省の担当項目があり、イギリスの援助が当該開発途上国との通商に与える影響や民間投資との関係に関して取りまとめを行なっている。

2. 海外高等教育大学協議会（Inter-University Council）

ＩＵＣはイギリス政府の要請に基づき、開発途上国を助け彼らの教育水準を高め、かつ、これらの国の大学とイギリス国内の大学との協力を奨励する目的で１９４６年に設立された機関で現在２６ケ国３５大学と協力関係にある。

ＯＤＭは１９７０年に「協定」に基づきＩＵＣの年間活動に対し資金援助をすると同時に、開発途上国に対する教育協力の分野でのGrant-in-Aid 機関として位置づけた。ＩＵＣの主要活動は(1)図書・備品・機材購入の為の資金援助、(2)研究活動や大学運営に関する助言

活動、(3)各種技術協力計画に基づくリクルート、(4)研究者、教師、留学生の受入れとその為の各種奨学資金の運営等であるが、このうちＩＵＣが直接リクルートするアドバイザーの数は１９６９年３３３人、７０年３２６人、７１年２２３名に達し、イギリスの技術援助の中で大きな位置を占める教育協力分野での最大の実施機関となっている。

予算については、１９７３年度1,250,000ポンドの資金援助がODMよりなされているが、通常はその為の業務年間計画を前年の９月に教育・海外人材局に提出しＯＤＭの調整をうけている。ＩＵＣの業務活動は年間３回開催されるイギリス国内の各大学代表16名で成る理事会で決定されるが、ＯＤＭよりは１名オブザーバー参加があるが、実質はＯＤＭ代表として強力な発言権を持っている。

また、業務計画を変更する場合にはＯＤＭの承認を必要としており、完全にＯＤＭの一実施機関として位置づけられている。

その他、ＯＤＭのGrant-in-Aid機関としてはCentre for Educational Development Overseas (CEDO) 及びCouncil for Technical Education & Training for Overseas Countries (TETOC) があるが、海外開発省との関係しくみは全くIUCと同様である。

3. 建設資材研究所（ＢＲＥ）

すでに述べたように、イギリスの援助実施業務の特色の一つに、各省のもっている各研究所の開発途上国の援助にかゝわり合いのあるものに対しては協議の後、ＯＤＭが直接予算措置を取る方法がとられており、その代表的なものとしてＢＲＥを挙げたい。

ＢＲＥの海外部は環境省の一研究機関であるが、その予算は全額

ＯＤＭよりの交付金によっている。毎年、海外部はＯＤＭとの間で契約を結び、開発途上国における建設に関して、(1)設計、(2)構造、(3)材質、(4)企画、(5)資料の分野でＯＤＭに助言を与えている。

ＢＲＥの海外部はＯＤＭよりの交付金で研究・実施活動をするわけであるが、３ケ月ごとに請求に基づく金額がＯＤＭより交付され、その間はＢＲＥが海外部の経費を一時立替えるようになっている。

なお、事業予算案は毎年９月にＯＤＭの科学・技術・医療課に提出され、他の実施機関と同様、国別政策や中期計画に基づいて査定されている。

また事業については、先の５分野における助言活動が主体であるが、同時に専門家のリクルートに際しての技術審査担当としての役割りも大きい。したがって、正式な所属以外は全くＯＤＭの一研究所と見做して良く、正にイギリスの援助における組織と運営のflexibilityと合理性を示す典形的な関係の一つである。

その他他省に属する機関でイギリスの海外援助の実施を担当し、なおかつＯＤＭより資金援助を受けている機関は多いが（例えば、地質科学研究所の海外部、輸送及び道路研究試験所の海外部）、その資金交付の仕組み等はいずれもＢＲＥの海外部の例と同じであるので説明を省略したい。

4. 開発研究所（ Institute of Development Studies ）

ＩＤＳは１９６６年に当時の海外開発省の呼びかけでサセックス大学の附属研究所として創設され、云わゆる開発に関する研究・調査・指導・助言を与えている。

現在のところ、海外開発省は開発途上国の諸問題に関するイギリス

国内の中心機関としてＩＤＳを位置づけ、研究費等の補助をしているが、その金額は約２億円である。

ＩＤＳの活動で最も顕著なものは、開発研究・調査・実施に携わる内外の関係者に対する助言及び指導と開発途上国や国際機関に対する実際の助言・指導活動で、前者についてはグループ形式によるセミナーや研修コースを運営しており、後者の場合はＯＤＭの要請に基づいて、開発途上国の経済、社会、政治、行政問題に関してのコンサルタント活動が中心をなしている。

なお、実施する研修コースの内容についてはＯＤＭとの協議を必要とするが、その他は所内の研究委員会を中心に運営されている。所属のスタッフは年間２ケ月の所内勤務が義務づけられているものの、その他の期間は殆んどが海外でのコンサルタント、アドバイザー活動になっている。

主な研修コースとしては①テーマ別セミナー：期間７週間位で１グループ２５～３０人から成り、殆んどが二国間技術協力協定に基づく途上国よりの研修生である。②短期コース：これは海外援助業務に携わるイギリス人スタッフの為のコースである。③開発研究コース：本コースは長期かつ開発問題に関する学位の取得等を目的とする、の三本を柱としている。

その他研究を目的とし、かつ援助に携わる内外のスタッフの為の研修機関としてはブラッド・フォード大学やマンチェスター大学の特別コースがあるが、コースの内容を別にするとＯＤＭとの関係はＩＤＳと殆んど同じである。

5. 英連邦開発公社（ Commonwealth Development Corporation ）

次に、イギリスの開発援助のうち投融資関係について若干ふれてみる。

英連邦開発公社はＯＤＭより割り当てられた国庫借入金を使用し、開発途上国の経済開発を促す各種プロジェクトの発掘、事業協力及び投資等を通じ開発途上国の経済成長に協力する事を目的としている。協力の対象は、従来英連邦諸国に限られていたが、１９６９年の海外資源開発法が成立した結果、連邦以外の開発途上国に対しても協力が可能になり、１９７３年現在、牧畜、農業、漁業、鉱工業、公共事業、通信運輸、住宅建設、ホテル、観光開発事業等の分野で合計 216 に達するプロジェクトを採り上げてきたが、具体的には直接事業参加、株式や社債保有及び特定プロジェクトへの貸付け等の方法を取っている。

なお、１９７２年に政府との協約で、従来は開発投資事業が不可能であった原状回復可能な自然資源の開発で、特に農業プロジェクトに関係するものは貸付けが可能になった。

公社の資金は１９７１年末で３７ケ国、総額１億９千万ポンド（承諾額）の投融資があったが、国庫よりの借入れ額は２億２千５百万ポンドに限定されているが、そのうち２億５百万ポンドまでは何時でも借り入れ可能であったところ、その後、行政命令で２億６千万ポンドと２億４千万ポンドまで各々の限度が増額になった。

次に公社の組織については、総裁、副総裁及び理事は海外開発大臣に任命されるが、実際の業務は理事会の下にある専務幹事と経営管理委員にまかされていて、海外の事務所（６ケ所）を含め事業の運営を担当している。

第五章　専門家派遣と機材調達

I　専門家派遣

１９７１年を例にとると各種技術協力協定等に基づいて海外開発省、Crown Agents, British Council等が開発途上国へ派遣した専門家は延べにして2,４００人におよんだが、これら専門家を大別するとイギリス政府との契約で派遣される専門家と外国政府との直接契約で派遣されるが、その手続、経費をイギリスが代行、補てんする専門家に分けられる。

イギリスの専門家派遣についての方針は「専門家を実際に必要としているのは開発途上国であり、その意味で専門家を雇うのは開発途上国であって、いわば、イギリスはその仕事・業務に協力しているに過ぎない」という考え方で共通しており、統計的にも外国政府との直接契約による云わゆる Topping-upと呼ばれる専門家が多いのが特色であるが近年この数は植民地の独立とゝもに減少しつつある。

1.　派遣方法

次に専門家派遣事業を計画別にみると

(1)　英国政府による派遣

コロンボ計画のように「協定」に基づいてＯＤＭにより途上国に派遣され、給与・手当等全ての経費をイギリス政府が負担する方式。

① Colombo Plan (C.P.)

② Special Commonwealth African Assiatance Plan (SCAAP)

③ Technical Assistance to Non-Commonwealth Countries in Africa (TANCA)

④ Central Treaty Organisation (CENTO)

⑤ South East Asia Treaty Organisation (SEATO)

⑥ Caribbean Technical Assistance (CTA)

⑦ Technical Assistance Other Countries (TAOC)

(2) 外国政府との契約による派遣

① Overscas Services Aid Scheme (OSAS)

途上国政府及びその公的機関で働らく専門家に係る経費（基本給を除く）をイギリスが肩代わりするもので、ＯＤＭ及び Crown Agents が派遣する専門家の４分の３がこの計画に基づいている。

② British Expatriates Supplementation Scheme (BESS)

開発途上国の大学、公社及び地方自治体等へ派遣される専門家の経費をイギリスが肩代わりする。

③ Public Service Supplementation Scheme (PSSS)

OSAS の適用を受けないナイジェリア、ガーナ、シオラ・レオーネ各国政府に雇用される専門家の給与、手当等をＯＤＭが補てんする。

④ Commonwealth Education Co-operation (CEC)

英連邦諸国間の教育協力を促進する計画でフェローシップ、スカラシップを与える。

となっているが、年度別派遣計画は国別政策や援助予算に基づいてＯＤＭ地域局が作成しているが、専門家の不足はイギリスも例外でなく、云わゆるリクルートには頭をいためてきたが、近年政府機関、大学、専門学校及び公的機関とのホーム・ベース（a home base ）制度を拡大する事で、従来の直轄研究所、関連機関とあわせ、人材確保をはかっている。具体的には各機関に対し、地域別、業種別の割り当

てをし、そのリクルート及び人選等を業務委託している。例えばODMは、技術機関に対するものは TETOC 、大学に対するものはIUC や British Council に業務委託し、教育養成学校関係は Overseas Appointments Bureau が専門家のリクルートにあたっている。これらの機関の業務については後でふれたい。

2. 派遣手続

専門家の派遣方式については、すでに述べた通り二つの方法があるが、派遣手続そのものに大きな違いはなくODM及び Crown Agents を中心にその実施業務がなされている。派遣手続は以下の通りである。

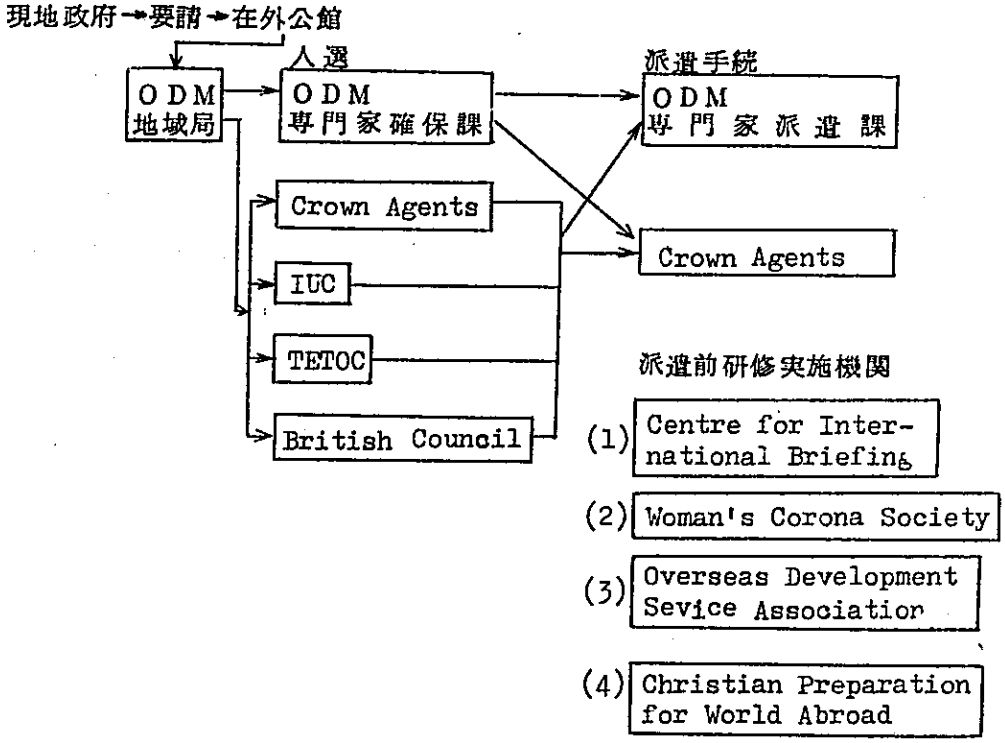

1) 人　選

派遣要請をうけたＯＤＭ地域局は計画・業種別に専門家の人選を関係機関に依頼するが、個別専門家の人選・派遣はＯＤＭ機能局の専門家確保課及び専門家派遣課の業務になっている。派遣課は現在７０名近くいる Corps of Specialists と呼ばれるいわゆるプール専門家、直轄研究所、関連機関内から人選を開始するが、適任者がいない場合には公募する。近年、ホーム・ベース制度が充実し関連機関、特に政府機関からの現職出張が増えつつあるが、それでもイギリスの専門家の大半は公募の結果選ばれた者が多いとされている。ＯＤＭの場合、公募から専門家が決定するまでには次のような過程をとる。(Crown Agents の場合も全く同じ方法をとっている。)

(次頁参照)

正式決定に至った専門家は、ＯＤＭの場合には機能局の専門家派遣課より役務内容と条件の提示を受け、それを承諾すると正式に契約する事になる。但し、ＯＤＭが専門家と直接契約を結ぶのは云わゆる技術協力専門家と呼ばれるコロンボ計画、英連邦特別アフリカ援助計画（SCAAP）、SEATO 等に基づいて派遣される専門家のみで、その他は Crown Agents が全て、イギリス政府、開発途上国政府の代理となっている。

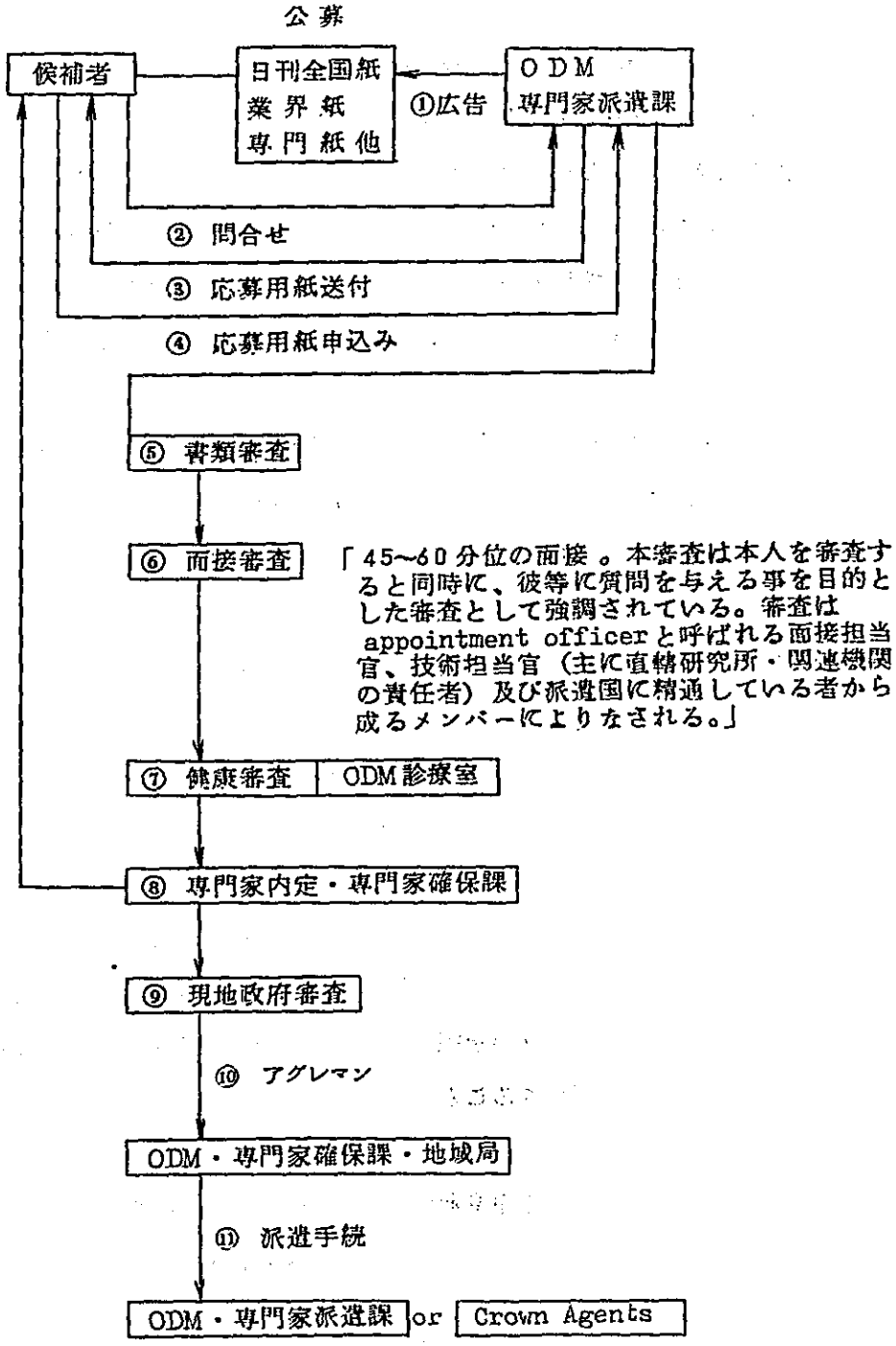
公募
候補者
日刊全国紙
業界紙
専門紙他
①広告
ODM
専門家派遣課
② 問合せ
③ 応募用紙送付
④ 応募用紙申込み
⑤ 書類審査
⑥ 面接審査
「45~60分位の面接。本審査は本人を審査すると同時に、彼等に質問を与える事を目的とした審査として強調されている。審査はappointment officerと呼ばれる面接担当官、技術担当官（主に直轄研究所・関連機関の責任者）及び派遣国に精通している者から成るメンバーによりなされる。」
⑦ 健康審査
ODM診療室
⑧ 専門家内定・専門家確保課
⑨ 現地政府審査
⑩ アグレマン
ODM・専門家確保課・地域局
⑪ 派遣手続
ODM・専門家派遣課
or
Crown Agents

2) 諸 手 当

専門家確保課の手から派遣課に移った専門家は、ここで役務条件の説明や等級を決定される。なお、等級は年俸を意味するが、どちらかと云えば学歴よりもその分野での技術と経験が重視されている。Crown Agents が扱うTopping-up 専門家の場合は最初から基本給が決定され公表されているので、その条件で海外赴任する故、年俸決定等の手続きはない。但し、その他の手当についてはイギリスが負担している。

次に派遣課が扱う技術協力専門家の給与・手当等は以下のとおりである。なお任期4ケ月以上が長期専門家扱いになる。

(1) 国内基本給（所得税の対象となる）

国内基本給は年俸1,600ポンドから6,000ポンドまでで、平均3,000～3,500ポンド位である（1973年）。

(2) 海外手当（所得税の対象とならない）

イ. 独身者　670ポンド（1973. 12現在）

ロ. 既婚者　単身　1,480ポンド（　〃　）

ハ.　〃　妻同伴　1,625ポンド（　〃　）

なお扶養を認められる子女は原則として18才までで、1人当たり71ポンドの支給がある。例外として21才迄の子女に対して同伴と手当の支給を実施する場合もある。なお、本手当3、4年ごとに改正されることになっている。

(3) 支度料

イ. 独身、既婚者とも単身赴任　70ポンド（1975. 1）

ロ. 妻子同伴　105ポンド（　〃　）

(4) 別送料（無税扱い）

赴任に際し、1回を限度として資料等の送料名目で1人 10ポンド、妻に対し5ポンドの支給がある。（1975. 1）

(5) 住宅手当

イ. 住宅無料提供

ロ. 住宅が提供されない場合は、当人が負担する住宅費を在外公館が補てんする。

ハ. 短期専門家（4ケ月以内）でホテルに滞在する場合は料金の10の9を補てんし、下宿（まかない付）の場合は20分の9を補てんする。

(6) 社会保険

社会保険については基本給の 14½%を支払う事で資格が継続できる。但し、本人は6%を負担する。

(7) 教育手当

イ. 両親が海外にいて子女がイギリス国内の全寮制学校に寄宿する場合、第一子には年間576ポンド、第二子まで年間576ポンド、第三子に687ポンド及びそれ以上は年間714ポンドまで補助する。（1975. 1）

ロ. イギリス本国に後見人がいて、そこから通学する場合には1人当たり年間115ポンドを補助する。

ハ. 専門家が子女を同伴するも、現地に公立学校がない場合には教育手当として、現地の公認私立学校の日額授業料を補てんする。

(8) 子女呼寄せ手当（任期1年もしくはそれ以上の専門家に与えられる）

イ. 子女がイギリス国内、もしくは任国以外の学校の学生の場合は、年間2回の訪問が可能でその際には往復渡航費を支給する。但し、学生割り引きを利用しなければならない。

なお、3回目の訪問は第一子のみに、しかも給与総額の3%相当分を補助するのみである。

ロ. 18才以上21才未満の女学生の場合、特例として年に1度往復渡航費を補助する。

その他、給与の前払いについては、短期専門家には 20%、長期専門家は3ケ月分の給与前払いが可能である。

3) 派遣前研修

全ての手続きを終了した専門家は各種研修を受け赴任するが、一般研修は次の機関で実施されている。

Centre for International Briefing (Overseas Services College

Women's Corona Society

Christian Preparation for Work Abroad

Overseas Development Services Association

African Centre

これらに共通しているのはいずれも夫婦での参加が強調されていて、内容も豊富である。次に代表的なものとして専門家と研修員のオリエンテーションを実施しているCentre for International Briefing をとり上げたい。

(1) Centre for International Briefing (C.I.B.)

本センターは5日間の全寮、夫婦参加コースで、1971年には1,369名、1972年には1,282名の参加をみたが、1972年には

47コースが開催された。コースは主に地域別になっていて、特別なものとしては教師のためのコースが別にもうけられている。ODMは、これらのコースに参加する専門家の費用を補てんしている（1973年12月現在 1人当たり65ポンド）。

授業は朝9時15分から夜9時迄で内容も充実しているが、講師は専任者（主に専門家として平均20年位の経験を有する人達）及び第一線で活躍している大使、プロジェクト・リーダー、ジャーナリスト達で、現地事情を中心にすゝめられている。本コースは参加者お互いの話し合い時間を多くとる事も目的としており、一切のテレビ、ラジオ・セット等は置かれず、代わりに読書室、談話室が設置されている。

3. 専門家支援体制

イギリスの援助体制は実施段階よりむしろ事前の準備に力をそゝぎ込んでいるが、専門家の場合には支援体制そのものは確立している。

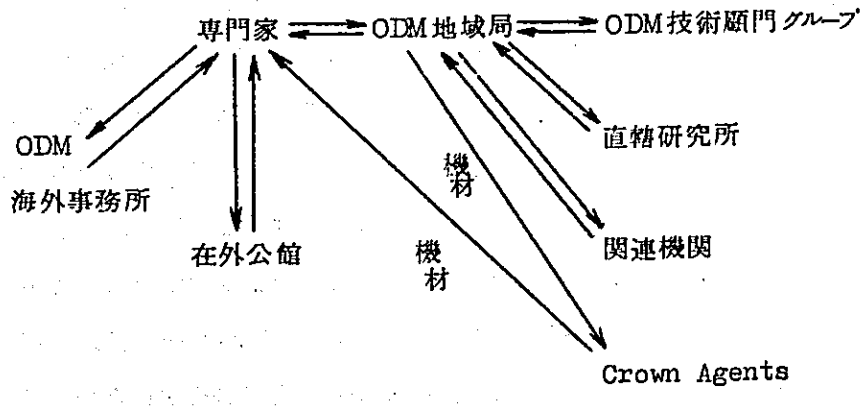

地域局は専門家の問合せに対し、問題別に各関連機関に調査、研究

等を依頼し、その結果を専門家に回答しているが、通常の業務もしくは現地政府との問題は在外公館が積極的な役割りを演じており、そのうえ技術的な問題に関してはＯＤＭ開発事務所のアドバイザーが専門家をバック・アップしているので、専門家と地域局との連絡はそう頻繁ではない。また、ＯＤＭは各専門家に対し報告書の提出義務は課していないので、この点は日本の専門家の現状と比較すると、大変興味のあるところである。

Ⅱ　機材調達

1.　機材調達沿革

機材調達事業は従来海外開発省とクラウン・エージェンツが分担していたが、ＯＤＭでの機材調達が困難な状態になり、現在はクラウン・エージェンツが政府ベースの供与機材の調達を全てまかされている。これは１８３３年以来エージェンツが当時の植民地政府から英国内での機材調達をまかされてきているという実績による。つまり、エージェンツは手持ちの資金で英国内外で投融資をし、代行業務の手数料を低額に、しかも安定させることに努力をはらってきた結果、今日においては世界９０ケ国政府と約２百におよぶ公的機関から常時機材調達の依頼を受けるにいたり、ＯＤＭとしてもその組織を活用した方が敏速に、しかも確実に調達出来る事もあって１９７１年にＯＤＭは全ての機材調達をクラウン・エージェンツに委託することに決定した。

クラウン・エージェンツはすでに述べた通り、委託手数料が低額であるとゝもに、購入、機材検収、船積み手続、保険業務、輸送業務等全ての業務を内部処理出来る為、非常に組織的に調達が行なわれている。

2. 機材調達手続

次にＯＤＭから委託された機材調達がクラウン・エージェンツ内で処理される過程をみると次の通りである。

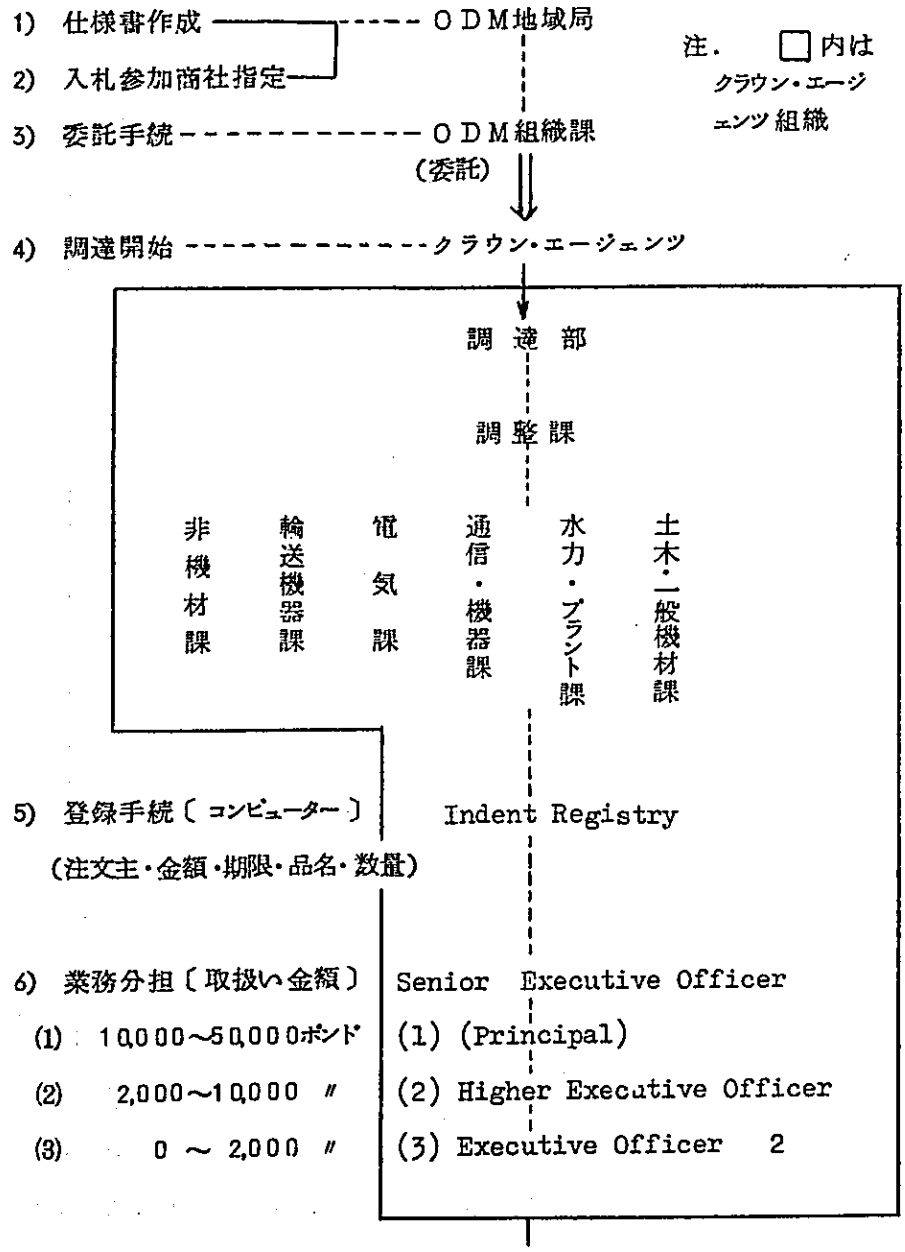

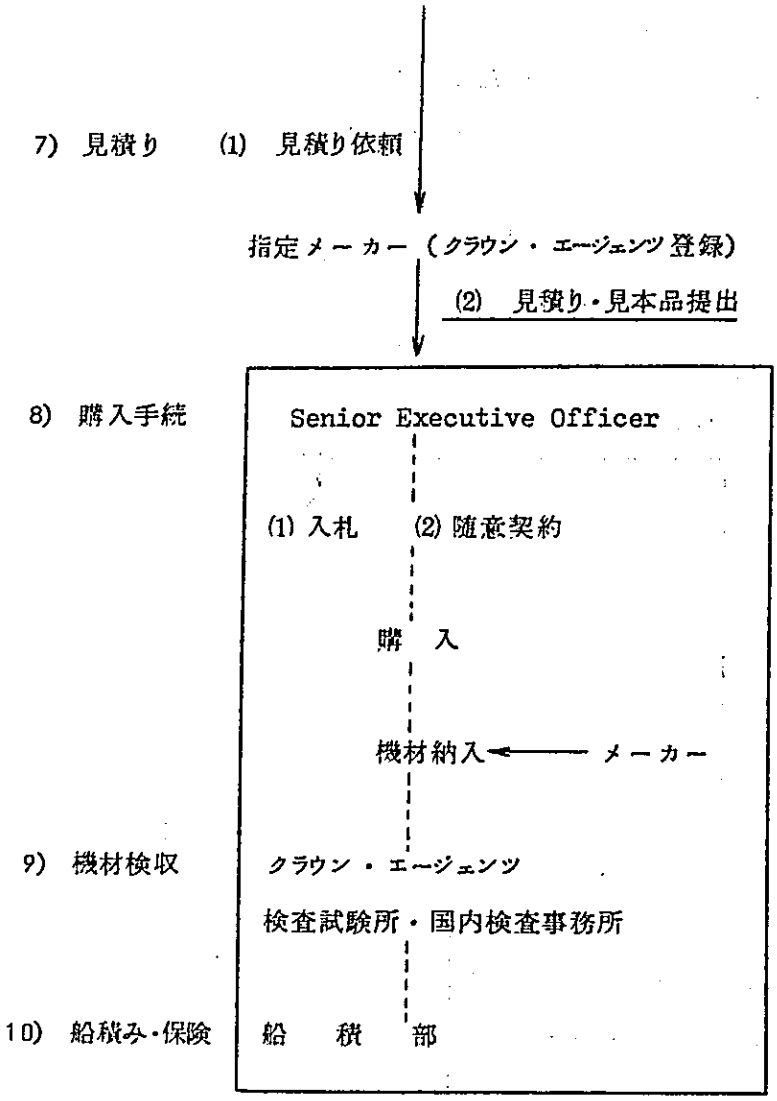

これらの業務は全てクラウン・エージェンツ内で処理されており、これらに従事する1800人の職員の中には２００人におよぶ技術者がいて、そのうち８０人が機材検収業務を担う検査官である。

調達部に入った注文は業種別に各課に振りわけられ、自動的にIndent Registry と称する登録カードに注文を記録するシステムに

なっている。登録カードには注文主、総額、購入期限、品名等が記入され、その後各課の購入班の上席職員(Senior Executive Officer)にカードが回ってくる。上席職員は機材の注文金額が2,000ポンドまでの場合にはExecutive Officerに、10,000ポンドまではHigher Executive Officer、そして10,000ポンド以上50,000ポンドまでを本人の担当とし購入業務を開始する。この場合、各担当は各自の制限金額を超える見積り額になると該当機材を入札にかけなくてはならないが、実際は上席職員が50,000ポンドの範囲で各担当に割りあてているため、殆んどが随契で処理され50,000ポンドを超える場合にのみ入札が行なわれている。

次に機材の見積り書徴収は、各メーカーから直接求めるが、過去に扱った機材のうち品質、規格に変化を生じないと思われ、しかも継続購入が予測出来る機材(例.製服、製帽等の衣料品)についてはクラウン・エージェンツが独自に仕様を作成し、これを特許製品に登録しているため、購入時に検査試験所の商品テストに合格すれば自動的に購入出来るようになっている。検査試験所は機材の最終検収をも担当している。

なお、メーカーに見積り依頼をするに際しては、通常は機材ごとにメーカーが登録されており、各メーカーは該当機材の最新情報(品名、仕様、価格他)をクラウン・エージェンツに登録することが義務づけられてもいるので、担当は大体の金額は常に把握可能である。

次に機材の調達先をみると、イギリス国内が75%で、その他25%はイギリス国外での調達となっている。これは各地域内の先進国から機材を調達している結果で、クラウン・エージェンツが「英国のための機関でなく、Principal(注文主)のためのものである。」とい

う方針で、注文主の要求する機材を敏速に調達するために駐在事務所を通じ世界のいたるところで調達業務を行なっている。しかしながら、海外開発省よりの委託分については、英国製品の購入を義務づけられており、英国製品がなく外国品を買わざるを得ない場合には海外開発省の承認を必要としており、実質的にはひも付援助となっている。